

大阪市告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により別紙のとおり告示する。

令和8年7月17日

大阪市長 横山英幸

（福祉局生活福祉部保護課）